［略］	［略］	
［同上］	［同上］	六　なしふぐ 七　こもんふぐ 八　ひがんふぐ 九　くさふぐ 十　ごまふぐ 十一　あかめふぐ 十二　むしふぐ 十三　めふぐ 十四　しろさばふぐ 十五　くろさばふぐ 十六　かなふぐ 十七　よりとふぐ 十八　くまさかふぐ 十九　ほしふぐ 二十　さざなみふぐ 二十一　もようふぐ 二十二　しろあみふぐ 二十三　いしがきふぐ 二十四　はりせんぼん 二十五　ひとづらはりせんぼん 二十六　ねずみふぐ 二十七　はこふぐ 二十八　さんさいふぐ

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部改正）

第二条　食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成二十七年内閣府令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項） **第一条**　食品表示法（以下「法」という。）第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項及びこれを表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項とする。 ［一～八　略］	（食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項） **第一条**　食品表示法（以下「法」という。）第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項及びこれを表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項とする。 ［一～八　同上］